

## 「ふしの干潟いきもの募金」で収受した寄付金の取扱いについて

## 1 2018 年度の募金の状況

## (1) 寄付額 (2019 年 2 月 10 日時点)

234,255 円：募金活動＋寄付付き商品等

1,500,000 円(予定)：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の寄付

## (2) 募金活動

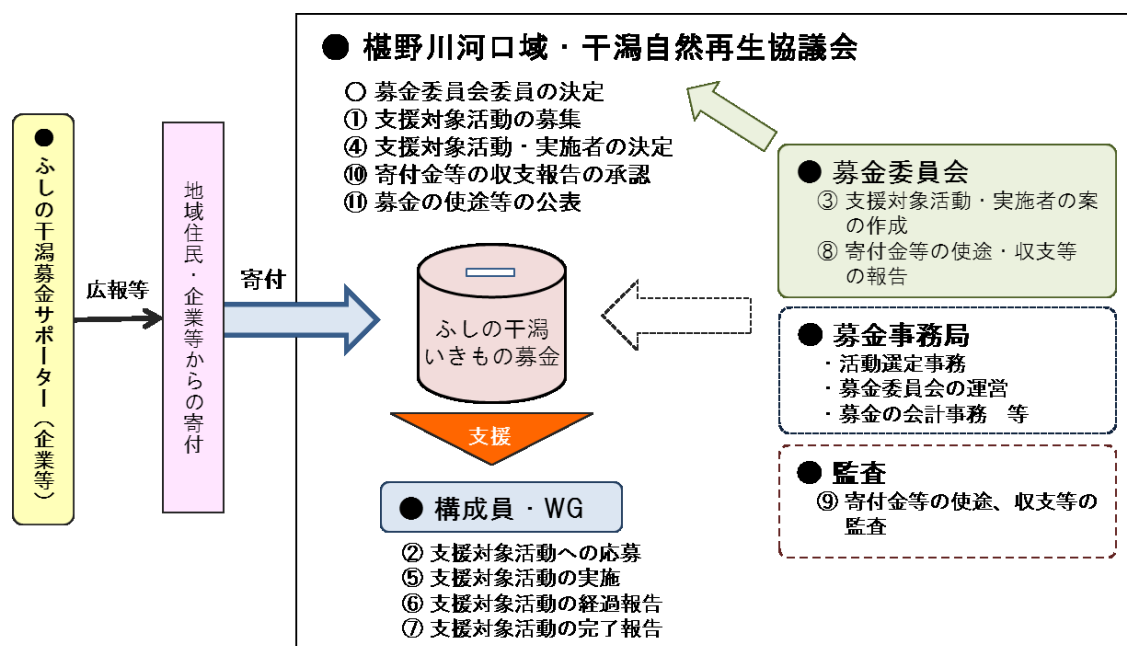
持続可能な里海づくりWG等により、イベント等における募金活動、募金箱設置等の協力施設(ふしの干潟サポーター)の確保を図った。

サポーター数：18 施設(飲食店、道の駅、公共施設、金融機関等)

## 2 第 1 回 (2019 年度) 募金支援対象活動について

## (1) 寄付金運用の流れ

内容	実施者	時期
① 支援対象活動の募集開始(p. 4～)	協議会長→委員	25 回協議会会議後
② 支援対象活動への応募	委員→募金事務局	2 月中旬～3 月中旬
③ 支援対象活動及びその実施者の案の作成	募金委員会	3 月下旬～4 月上旬
④ 支援対象活動及びその実施者の決定	協議会	4 月 20 日(会議)
⑤ 支援対象活動の実施	委員	
⑥ 支援対象活動の経過報告	委員→協議会	2 月(会議)
⑦ 支援対象活動の完了報告(成果・収支等)	委員→募金事務局	～3 月 10 日
⑧ 寄付金等の使途、収支報告の作成	募金委員会	3 月下旬
⑨ 寄付金等の使途、収支報告の監査	監査	4 月
⑩ 寄付金等の使途、収支報告の承認	協議会	4 月下旬(会議)
⑪ 募金の使途等の公表	協議会	



## (2) 支援対象活動の募集案内

募集案内(案)は p. 4～9 のとおり。

## 3 募金委員会委員・監査等の就任について

### (1) 募金委員会委員

- ・ 委員会は、委員 5 名で構成(任期 2 年)。
- ・ 1 名は協議会会長、1 名は山口県知事から推薦を受けた者、1 名は山口市長から推薦を受けた者。県知事及び市長推薦、事務局推薦は下表のとおり。

協議会会長	浮田 正夫
県知事推薦	山口県環境生活部審議監
市長推薦	山口市環境部環境政策課長
(事務局推薦)	山口県環境保健センター所長
(事務局推薦)	山口市経済産業部水産港湾課長

### (2) 監査(事務局推薦)

個人委員	平田 明子
個人委員	山村 秀明

### (3) ワーキンググループリーダー(事務局推薦)

- ・ 2016 年度に 4 つに再編したワーキンググループ(WG)について、今後、WG により募金を活用した活動を実施する予定があるため、リーダーを定める。

WG 名	候補	主な実施内容
カブトガニWG	山口カブトガニ研究懇話会 原田 直宏 委員	● カブトガニ生息調査 ● 産卵・生息状況等の整理
干潟・水産資源再生WG	水産大学校 生物生産学科 沿岸生態系保全研究室 南條 楠士 委員	● 干潟再生活動や学術研究等の検討・実施
環境学習WG	後藤 益滋 委員 (山口大学創成科学研究科)	● 環境学習活動の実施 ● 学習資料等の作成
持続可能な里海づくりWG	株式会社ライフスタイル研究所 代表取締役社長 船崎 美智子	● 募金、ファンクラブ会員獲得に向けた活動 ● 普及啓発等に関する活動

(参考) ふしの干潟いきもの募金の運営体制

	構成等	募金に係る役割	意思決定
協議会 (会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による活動実施者、地域住民、NPO等、専門的知識を有する者、活動参加者、関係行政機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>支援対象活動及びその実施者の決定</u></li> <li><u>寄付金等の使途、収支報告の承認</u></li> <li>募金の使途等の公表</li> <li>募金委員会委員の決定</li> </ul>	
運営事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>県：自然保護課、水産振興課、河川課、港湾課</li> <li>山口市：水産港湾課、環境政策課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会会議の議事に関する事項</li> <li>議事要旨の作成、公開</li> <li>協議会の会計</li> <li>その他協議会の付託事項</li> </ul>	
<u>募金委員会</u>	<p><u>協議会の決議を受け、会長に任命された委員5名</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名は協議会会長</li> <li>1名は県知事から推薦を受けた者</li> <li>1名は山口市長から推薦を受けた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>支援対象活動及びその実施者の案の作成</u></li> <li><u>寄付金等の使途、収支等の報告</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定足数は過半数</li> <li><u>出席委員の過半数で決議</u></li> </ul>
<u>募金事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県自然保護課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募金の会計事務</li> <li>活動選定に関する事務</li> <li>問い合わせ対応</li> <li>資料、領収書等の送付</li> <li>募金委員会の運営</li> </ul>	
ふしの干潟 サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会委員外の企業、金融機関等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募金の広報、募金箱設置の協力</li> </ul>	
監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の互選による2名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付金等の使途、収支等の監査</li> </ul>	

## (案)

2019年2月 日  
榎野川河口域・干潟自然再生協議会  
会長 浮田 正夫

### 第1回(2019年度)「ふしの干潟いきもの募金」支援対象活動の募集

ふしの干潟いきもの募金は、榎野川河口干潟・山口湾の自然再生を進めるために設立され、活動等に共感いただいた個人・団体・企業からの寄付により、榎野川河口域・干潟自然再生協議会委員の活動を推進しています。

このたび、以下のとおり第1回(2019年度)の支援対象活動の募集を開始しましたので、お知らせします。

#### 1 支援対象となる活動

榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を対象とします。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること(上流域・中流域における保全活動等)。

#### 2 応募資格

- (1) 榎野川河口域・干潟自然再生協議会委員(個人・団体)であること。
- (2) 協議会の趣旨、当該活動支援が個人・団体・企業からいただいた貴重な募金を活用して実施されていることについて十分に理解していること。
- (3) 支援対象活動に認められた場合、協議会や募金の広報に協力できること。

#### 3 対象となる経費等

- (1) 対象経費は、原則として表1に示すとおりです。  
なお、対象となる活動は2019年度内に実施されるものに限りませんが、当該活動の実施のみに必要な経費であって、既に支出した備品・消耗品費、広告費等については支援の対象とします(旅費・宿泊費・謝金を除く。)。
- (2) 費用は、希望により、精算払い又は概算払いとします。
- (3) 申請額の限度額は、1つの活動につき30万円です。複数の活動を実施する場合は、それぞれ活動計画等を提出してください。なお、最終的な支援金額は、応募状況により決定します。

表1 支払いの対象となる経費

区分	用途例
① 旅費・宿泊費・謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動やセミナー等における講師や専門家に対する謝金</li> <li>・活動や視察等に係る関係者や講師等の交通費や高速道路料金（実費相当）、宿泊費等</li> </ul> 注) 申請者の団体に所属する者への謝金は不可 注) 食費、日当、手当は不可
② 備品・消耗品費	・活動に必要な備品・消耗品、材料、書籍購入等の費用
③ 印刷費・広告費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動等で配布する資料、募集チラシ等の印刷費</li> <li>・活動等の広告に係る費用</li> </ul>
④ 保険料	・活動参加者の傷害保険料等
⑤ 使用料・賃借料	・イベント会場、機材・器具、車両等の使用料や賃借料
⑥ 事務管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品費、郵送費、手数料、印刷製本費等</li> </ul> 注) 団体の運営費（家賃、光熱水費、電話料等の団体運営費）は不可
⑦ その他	・その他、活動に必要と認められた経費

#### 4 応募方法

次の書類を受付期間内に募金事務局に提出してください。

- ① 応募申請書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ その他参考資料

#### 5 応募受付期間

2019年2月 日（ ）から2019年3月 日（ ）まで

#### 6 支援対象活動の決定等

- (1) 支援対象活動及びその実施者は、ふしの干潟いきもの募金委員会が、応募書類により案を作成し、第26回協議会会議（2019年4月20日）において決定します。
- (2) 決定後、支援条件等に逸脱することが確認された場合は、決定の取消又は助成金の返還を求めることがあります。

#### 7 活動報告書の提出等

- (1) 活動終了後は、速やかに「完了報告書」（様式は別途指定）を提出してください。  
 なお、最終的な提出締切は、別途御案内します（2020年3月上旬予定）。
- (2) 活動内容及び成果は、協議会会議において報告してください。

#### 8 申請書提出先・問い合わせ先

榎野川河口域・干潟自然再生協議会事務局（ふしの干潟いきもの募金事務局）

山口県環境生活部自然保護課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-3060 FAX : 083-933-3069 Mail : a15600@pref.yamaguchi.lg.jp

## 第 1 回（2019 年度）「ふしの干潟いきもの募金」活動支援 応 募 申 請 書

申請日            年    月    日

榎野川河口域・干潟自然再生協議会長 様

ふしの干潟いきもの募金の主旨を理解し、下記のとおり支援を希望します。

記

### 1. 申請者（活動実施者）

氏名・団体名	
住所	〒
電話番号	
Fax 番号	
Mail	
団体の場合は、以下にも記入してください。	
所属人数	人
担当者の 部署・氏名等	
携帯番号	
Mail	

## 2. 活動計画

活動区分	<p>該当する活動区分に☑してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 干潟環境の向上・保全、景観の保全</li><li><input type="checkbox"/> 生物多様性の向上、漁場環境の改善</li><li><input type="checkbox"/> 環境学習等の親水活動</li><li><input type="checkbox"/> 調査研究・モニタリング</li><li><input type="checkbox"/> 活動等の広報及び啓発活動</li><li><input type="checkbox"/> 募金の運営・広報</li><li><input type="checkbox"/> その他、干潟等の保全・再生に関すること。</li></ul>
活動名	
活動目的	
活動場所	
活動内容 ・計画	<p>活動の内容、スケジュール等を簡潔に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要に応じて、説明資料を添付してください。</li><li>・予算の各費用項目を使用する内容がわかるように記入してください。</li><li>・調査研究等の成果を学会等において発表される場合は、その学会名や時期等を記入してください。</li></ul>

### 3. 活動予算

申請金額	円		
予算の支出期間	年 月 ～ 年 月 ※ 対象となる活動は2019年度内に実施されるものに限りませんが、当該活動の実施のみに必要な経費であって、既に支出した備品・消耗品費、広告費等については支援の対象とします(旅費・宿泊費・謝金を除く。)		
希望する支払方法	希望する支払方法に <input checked="" type="checkbox"/> してください(概算払いを希望される場合は、その金額)。 <input type="checkbox"/> 精算払い(全額) <input type="checkbox"/> 概算払い (                      円)		
支出予算	応募案内中の表1: ①～⑦の項目ごとに記入してください。		
	区分	予算額(円)	内訳(積算根拠)
		合計	

#### <振込先>

金融機関名		支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種目	1 普通	2 当座	3 貯蓄      4 その他
口座番号			
カタカナ			
口座名義			



## 誓 約 書

年 月 日

榎野川河口域・干潟自然再生協議会長 様

氏名

(自署又は押印)

住所

第 1 回 (2019 年度)「ふしの干潟いきもの募金」支援対象活動に認められた場合は、下記の項目を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 この活動支援は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組に共感する個人・団体・企業からいただいた貴重な寄付金により実施されていることを十分理解します。
- 2 活動に対して「ふしの干潟いきもの募金」の支援を受けたことについて、様々な機会を通じて情報発信するよう努めます。
- 3 活動終了後は、速やかに活動完了報告書を提出します。
- 4 活動の内容及び成果を榎野川河口域・干潟自然再生協議会会議において報告します。
- 5 支援金は、申請時の計画から逸脱しないよう適切に執行し、返還を求められた場合は、速やかに返還に応じます。

## ふしの干潟いきもの募金規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱第2条に定める榎野川河口干潟等の自然再生を進めるために、榎野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）が収受する寄付金等に基づいて設立する「ふしの干潟いきもの募金」について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の自由な意思や了解によって提供される金銭、物品その他の物をいう。

### (募金の設置)

第3条 協議会は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、ふしの干潟いきもの募金（以下「募金」という。）を設置する。

### (募金の使途等)

第4条 協議会は、募金を、協議会構成員が行う榎野川河口干潟等の自然再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 干潟環境の向上・保全、景観の保全
- (2) 生物多様性の向上、漁場環境の改善
- (3) 環境学習等の親水活動
- (4) 調査研究・モニタリング
- (5) 活動等の広報及び啓発活動
- (6) 募金の運営・広報
- (7) その他、干潟等の保全・再生に関すること。

2 支援対象とする活動及びその実施者については、第5条に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会」において案を作成し、協議会において決定する。

3 支援対象となった活動の実施者は、当該活動に係る内容及び収支等を記載した書類等を、活動完了後速やかに募金事務局に提出しなければならない。

### (募金委員会)

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、「ふしの干潟いきもの募金委員会」（以下「募金委員会」という。）を置く。

2 募金委員会の運営は、別に定める「ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

### (募金事務局)

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 募金の出納管理等の会計事務
- (2) 募金により実施される活動の選定に関する事務

- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
  - (4) 資料・領収書等の送付
  - (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
  - (6) その他、本募金の運営に関する業務
- 2 募金事務局は、募金専用の口座を開設し、その管理を行う。
- 3 募金事務局は、山口県環境生活部自然保護課に置く。

#### (支援者)

第7条 協議会は、募金の広報、寄付を呼びかけるため、団体等を支援者（ふしの干潟サポーター）とすることができる。

#### (寄付金等の使途の指定)

第8条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の使途の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

#### (募金の運用・管理)

第9条 募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積み立てを行う。

- 2 募金の運用・活用から生じる利益は、この募金に繰り入れる。

#### (協議会への報告等)

第10条 募金委員会は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 前項の報告に当たり、事前に協議会設置要綱第9条に規定する監査を受けなければならない。

#### (運用・使途の公表と報告)

第11条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

#### (会計年度)

第12条 本募金の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

#### (規約の改定)

第13条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

#### 附則

この規約は、平成30年2月24日から施行する。

## ふしの干潟いきもの募金委員会設置・運営規則

### (趣旨)

第1条 この規約は、ふしの干潟いきもの募金規約第5条に定めるふしの干潟いきもの募金委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営について必要な事項を定める。

### (構成等)

第2条 委員会は委員5名で構成し、委員の互選によって委員長1名を選出する。

2 委員は、樫野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）の決議に基づき、協議会会長が任命する。

3 委員のうち1名については、協議会会長とする。

4 委員のうち1名については、山口県知事から推薦を受けた者でなければならない。

5 委員のうち1名については、山口市長から推薦を受けた者でなければならない。

6 委員の任期は、就任日から2年とする。

7 委員は、転任、退職、傷病等の事由により委員の職務を全うできないと判断した場合、委員会の承認を得て、自らの後任を補欠委員として指名することができる。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることを妨げない。

### (会議)

第3条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に代理者を出席させることができる。

4 委員会の議事は、出席した委員（代理出席者を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

この規則は、平成30年2月24日から施行する。